

第6章 ごみ処理事業

1. 沿革

樋原市のごみ処理は、昭和32年に樋原市川西町に〈初代〉塵芥焼却場「川西衛生センター」を開設したのを皮切りとして市主体のごみ処理事業を開始しました。昭和45年には、同じく川西町内に〈2代目〉ごみ焼却場(60t/日)を建設しましたが、昭和47年から開始した市内全域を対象としたごみ収集無料化や人口増加などの社会情勢の変化も相まって、処理施設に搬入されるごみ量が急速に増加したため、昭和53年に〈3代目〉ごみ焼却施設(180t/日)を建設しました。その後、平成15年には、安全焼却・公害防止・エネルギーの有効利用を実現する最新鋭設備を備えた〈4代目〉ごみ処理施設「クリーンセンターかしはら」(255t/日)が稼働を開始し、ごみの適正処理と同時に焼却余熱を利用した発電や熱供給を実施しています。

ごみの資源化に関しては、平成4年度から古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・ミルクカートン)・古繊維・アルミ缶等の有価物を自主的に回収する団体に対して報償金を交付する再資源集団回収報償金制度を開始し、平成7年2月から缶・ビンの分別収集を、平成13年からペットボトル・プラスチックボトルの分別収集を、平成15年4月から新聞・雑誌・ダンボールの分別収集をそれぞれ開始しています。さらに、平成13年4月には市民のリサイクル活動の拠点機能とごみの分別再生利用施設の2つの機能を備えた資源化施設「リサイクル館かしはら」が稼働を開始しています。

また、平成15年4月から、ごみの減量化および費用負担の公平化を目的として、市指定のごみ袋による処理(有料化)を開始しました。これに伴って、昭和63年度から実施してきた中高層マンション等の共同住宅におけるコンテナによるごみ収集を順次廃止しました。

近年では、平成26年から「クリーンセンターかしはら」及び「リサイクル館かしはら」の両施設において、施設の運転管理、用役調達、設備機器の点検補修ならびに物品調達等を長期間にわたって民間事業者に包括的に委託する“長期包括運営委託”を導入し、廃棄物の適正処理および施設の安定稼働ならびに財政負担の削減および平準化を実現しています。

2. ごみ処理の概要

(1) 処理する一般廃棄物（ごみ）の種類

- ア. 一般家庭から排出されるごみ（家庭系ごみ）
- イ. 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物（事業系ごみ）

(2) 計画処理区域

本市行政区全域

(3) ごみ収集・運搬体制

ア. 家庭系ごみ

可燃ごみは、市の指定ごみ袋を使用し、市及び委託業者による各戸個別（一部を除く）収集を週2回行っています。

不燃物・粗大ごみは、市直営によるステーション方式で月1回収集を行っています。

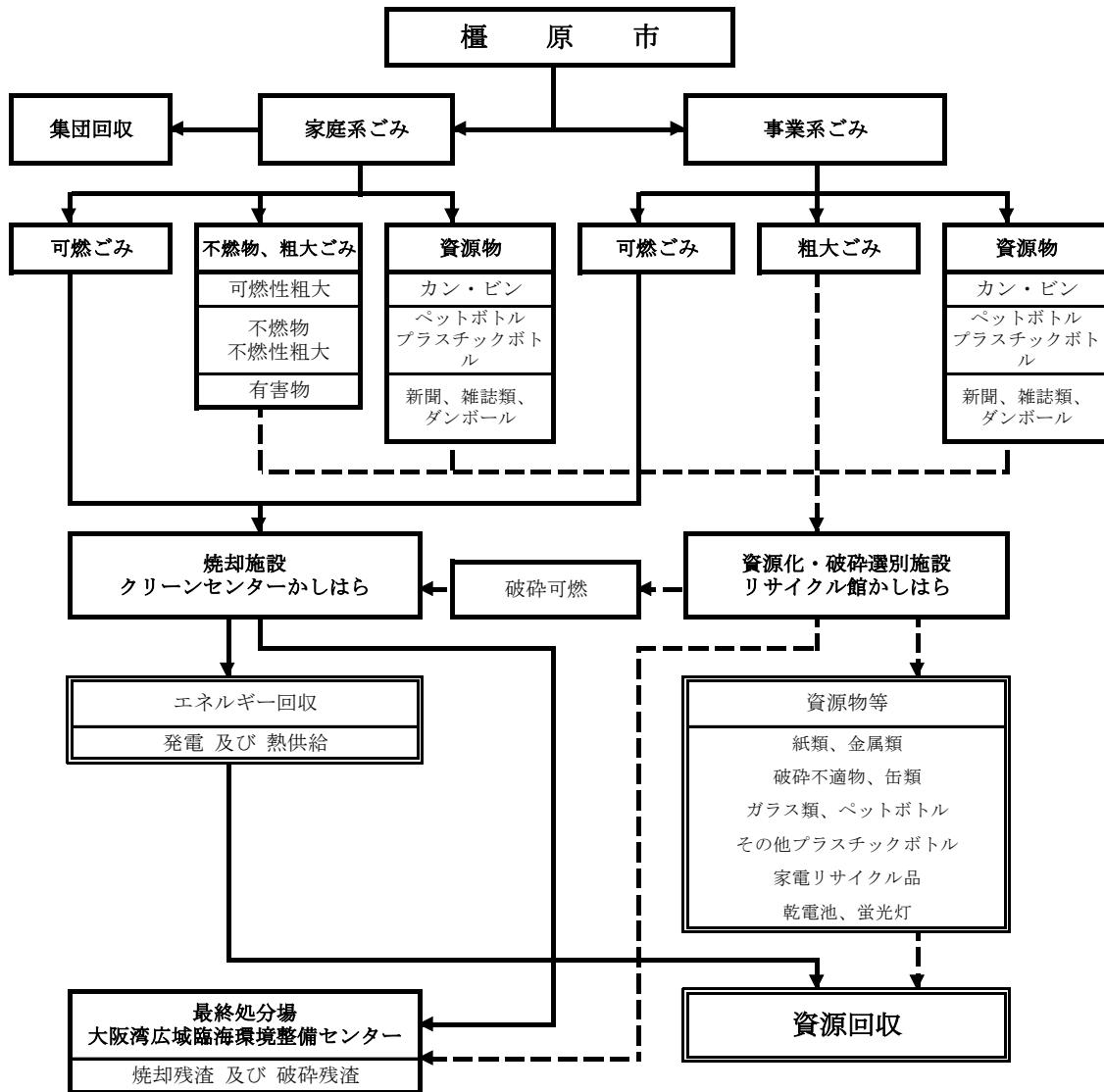
カン・ビンは、専用の容器を配布し、市及び委託業者による各戸個別（一部を除く）収集を2週に1回行い、ペットボトル・プラスチックボトルは市直営によるステーション方式にて月1回収集を行っています。また新聞・雑誌類・ダンボールは、業者委託により各戸個別（一部を除く）収集を月1回行っています。

高齢者（70歳以上）、障がい及び要介護などの理由により排出場所にごみを出すことが困難な方のみの世帯を対象に、一般家庭ごみと同じ場所で粗大ごみを収集する「粗大ごみのリクエスト収集」や、玄関先で一般家庭ごみなどを収集する「ふれあい収集」を行っています。

また、引っ越し、遺品整理、大掃除などで一時的に多量に発生した家庭ごみを自宅の近くで有料回収する「一時多量ごみ収集」を実施しています。

イ. 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することが原則です。自ら処理できない場合には、排出事業者は自ら処理施設へ搬入するか、または市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼しています。



3. ごみ排出量の推移

指定ゴミ袋制の導入により減量化が進み、資源ごみについては分別収集が推進されています。

権原市のごみ排出量の推移をみると減少傾向で、令和6年度は36,844.99tとなっています。

表6-1 ごみ排出量の推移

(単位:t)

ごみの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃ごみ	34,033.50	33,619.44	33,457.73	32,795.10	32,266.05
可燃性粗大ごみ	1,944.45	1,779.68	1,692.21	1,598.33	1,605.85
不燃物・不燃性粗大ごみ・有害物	1,198.72	955.64	815.62	761.75	842.17
カン・ビン	1,045.41	1,029.99	986.02	959.97	917.39
ペットボトル・プラスチックボトル	143.17	148.57	154.31	153.90	148.27
新聞・雑誌類・ダンボール	1,444.58	1,434.07	1,362.45	1,168.09	1,065.26
合計	39,809.83	38,967.39	38,468.34	37,437.14	36,844.99

4. 資源物の再資源化量

市民から回収した資源物は、分別処理した後、再資源化事業者に引き渡します。限りある資源の有効利用を図ると共に、その売却収入が市の資源となっており、毎年公表しています。

ごみを資源物として分別して出すことで、廃棄物の減量化や資源循環に対する市民の意識向上に繋がっているものと思われます。

表 6-2 再資源化量

(単位:t)

年度	ビン類	カン類		プラボトル類		紙類	金属類		蛍光灯・乾電池
	ビン・ガラス	スチール	アルミ	ペットボトル	プラスチックボトル	新聞・雑誌類・ダンボール	アルミ	鉄	
令和2年度	586.01	138.92	148.22	103.82	2.80	1,498.82	27.06	565.84	28.08
令和3年度	605.61	129.40	147.05	104.34	2.77	1,497.02	21.59	421.71	32.03
令和4年度	559.82	126.03	139.99	104.11	2.44	1,409.57	19.74	369.56	18.96
令和5年度	567.90	113.99	137.57	101.99	2.21	1,209.38	21.21	356.53	30.80
令和6年度	502.81	110.34	131.04	94.03	1.75	1,109.62	24.95	349.64	27.47

資源循環課

5. 再資源集団回収報償金制度

ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資するために、平成4年度より再生資源ごみの集団回収を自主的に行う地域住民団体に対して報償金交付制度を開始しました。

再生資源となるごみは、古紙類（新聞紙・雑誌類・ダンボール類・ミルクカートン）古纖維及びアルミ缶とし、報償金の額は、団体に対して集団回収した資源ごみ重量1kg当たり5円です。

表 6-3 集団回収実績

(単位:t)

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃物（紙・布類）	1,440.10	1,340.97	1,236.83	1,097.36	986.48
不燃物（アルミ缶）	36.03	30.94	28.73	23.62	21.53
計	1,476.12	1,371.91	1,265.56	1,120.98	1008.01

※四捨五入のため、各数値の和が合計に一致しないことがあります。

6. ごみ総排出量の推移

市民一人一日あたりのごみ総排出量は、ごみ減量化の施策により減少傾向です。

表 6-4 一人一日あたりのごみ総排出量の推移

年度	総人口	総排出量(t)	一日平均総排出量(t)	一人一日平均総排出量(kg)
令和 2 年度	121, 156	41, 293. 45	113. 13	0. 934
令和 3 年度	120, 197	40, 346. 70	110. 62	0. 920
令和 4 年度	119, 607	39, 739. 61	108. 88	0. 910
令和 5 年度	118, 750	38, 563. 34	105. 36	0. 887
令和 6 年度	118, 178	37, 857. 94	103. 72	0. 878

環境施設課

※総排出量は、ごみ排出量と集団回収量の合算

【算出方法】

- ・ 1 日平均総排出量(t) = 総排出量(t) / 365(日)※
- ・ 1 人 1 日平均総排出量(kg) = 1 日平均総排出量(t) / 総人口 × 1, 000

※うるう年(令和 5 年度)は 366 日で算出

7. 家庭用生ごみ処理機購入補助事業

家庭から排出される生ごみの減量を図るため、平成 13 年度に電動式生ごみ処理機の機能・効果等を調査するため、10 件のモニターを募集し、購入補助を実施しました。購入後に生ごみ処理機の効果等についてアンケートを実施し、ごみ減量の有効性を確認し、平成 14 年度の本格的な補助制度実施に移行しました。

平成 14 年度から電動式生ごみ処理機購入者に対し、平成 15 年度より生ごみ処理容器購入者に対し、購入補助を行っています。平成 16 年度より補助金額は、それぞれ購入額の 2 分の 1 とし、電動生ごみ処理機は上限 18, 000 円、生ごみ処理容器は上限 2, 700 円です。なお、令和 6 年度の補助件数は、電動式生ごみ処理機 9 件、生ごみ処理容器 2 件の補助を実施しました。

表 6-5 家庭用生ごみ処理機補助実績

年度	種類	電動式生ごみ処理機	生ごみ処理容器
令和 2 年度		12	2
令和 3 年度		10	13
令和 4 年度		9	2
令和 5 年度		9	2
令和 6 年度		9	2

8. ゴミの減量化・リサイクルに関する啓発事業

リサイクル館かしはらでは、ゴミの分別推進やリサイクルなどに関する啓発イベントの開催、各種リユース品の市民還元を実施しました。

(1) リユースマーケット

再生された家具・自転車を家具は無償、自転車は低価格で市民に還元しました。



(2) 各種リユース品の還元

リサイクル館かしはらに常設のリユースコーナーで各種リユース品を展示し、市民に無償で還元しました。

○古本

市民からリサイクル館かしはらに廃棄物として持ち込まれた本や絵本

○子育てグッズ・婦人服・紳士服・食器

市民から不用品として提供いただいた子ども服・洋服（大人服）・マタニティ服・おもちゃ・育児グッズ・食器など



(3) ごみの減量とリサイクル・ポイ捨て防止・ストップ温暖化のポスター
及び標語の募集・表彰

市内小学4年生を対象に、ごみの減量とリサイクルなどをテーマとしたポスター
や標語を募集し、優秀者を表彰しました。

